

令和2年

第3回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した奨学金返還請求事件について、被告との和解を令和2年7月20日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 被告 住所 * * * * *

氏名 * * * * * (債務者)

2 和解額 224,000円

3 支払方法

(1) 被告は、原告に対し、次のとおり分割して、原告方に持参または送金して支払う。

ア 令和2年8月から令和4年5月まで毎月末日限り、1万円ずつ

イ 令和4年6月末日限り、4,000円

(2) 被告が、前号の分割金の支払いを2回以上怠り、その額が2万円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、224,000円から既払額を控除した残額を直ちに支払う。

4 和解の専決処分の日 令和2年7月20日